



提出書類の 一部省略 が可能になりました！

令和6年12月2日以降、申請時に必要な方全員の個人番号を提出していただくことで、申請に必要な書類の一部を省略することができます。
個人番号を用いて照会を行い、住民票情報、医療保険の被保険者情報、所得課税情報を取得いたします。

個人番号の提出により、省略可能となる書類

住民票

医療保険の情報を
確認できる資料
(資格確認書等)

市町村民税
所得課税証明書
(※)

※所得課税証明書の省略ができない場合

- ① 加入する医療保険が被用者保険で、市町村民税非課税の場合
- ② 加入する医療保険が(職別)国民健康保険組合の場合
- ③ 収入未申告の場合
- ④ DV(ドメスティックバイオレンス)や虐待により、支援措置を受けている場合

手続について

省略を希望される場合、裏面記載の【省略のために必要な書類】を提出してください。

省略を希望されない場合、住民票、医療保険の情報を確認できる資料、市町村民税所得課税証明書の提出が必要です。

制度の詳細や
申請のための様式は
このサイトから！



省略のために必要な書類

① 個人番号（マイナンバー）調書

様式は県のサイトからダウンロード可能です。

受診者及び支給認定基準世帯員（※）の個人番号を記入してください。

② 個人番号確認書類

個人番号（マイナンバー）調書に**記載した全員分の個人番号の確認**が必要です。
下記のうちいずれか1種類の原本を提示してください。
郵送の場合はコピーを提出してください。

- ・ **個人番号カード（裏面）**
- ・ 個人番号が記載された住民票
- ・ 通知カード
（住所や氏名等の記載内容が、住民票上の住所と一致している場合のみ可）

③ 本人確認書類

申請者（マイナンバーを提出する方）の身元の確認が必要です。
下記のうちいずれか1種類または2種類の原本を提示してください。
郵送の場合はコピーを提出してください。

- ・ 1枚で確認できる書類（顔写真あり）
個人番号カード（表面）、療育手帳、運転免許証、パスポート、運転経歴証明書
残留カード、身体障害者手帳、特別永住者証明書、精神障害者保健福祉手帳
- ・ 2枚で確認できる書類（顔写真なし）
資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書、介護保険被保険者証
特別児童扶養手当証書、所得課税証明書、住民票（番号確認に使用した場合を除く）
特定医療費（指定難病）受給者証

④ 市町村民税所得課税証明書省略に係る調書（国指定）

様式は県のサイトからダウンロード可能です。

市町村民税所得課税証明書を省略する場合、提出が必要です。

受診者及び支給認定基準世帯員（※）の情報を記入してください。

（※）支給認定基準世帯員は以下のとおりです。

- ・ 受診者が被用者保険の場合
被保険者（会社等にお勤めの方）
（受診者が被保険者の場合は受診者の情報のみ）
- ・ 受診者が(市町村)国民健康保険・後期高齢・(職別)国民健康保険組合の場合
受診者と同一世帯で、同じ医療保険に加入している方全員